

伊 監 第 205 号

平成 29 年 11 月 10 日

様

伊丹市監査委員 寺 田 茂 晴

伊丹市監査委員 杉 一

### 監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づく随時監査結果報告に対し、同条第 12 項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

#### 記

- 1 監査の種別  
随時監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項による監査）
- 2 監査の対象部局
  - ・対象項目 自動販売機が設置されている行政財産の取扱状況  
対象部局 全部局（公営企業を除く）
  - ・対象項目 上記に関する方針の状況  
対象部局 総務部 総務室 管財課
- 3 措置を講じた部局
  - ・総務部 総務室 管財課
- 4 監査の期間  
平成 29 年 7 月 12 日～平成 29 年 10 月 5 日
- 5 監査結果提出日  
平成 29 年 11 月 2 日
- 6 措置の内容  
随時監査の結果に基づき講じられた改善措置については、別紙平成 29 年 11 月 6 日付伊総総管第 520 号の回答文書のとおりです。

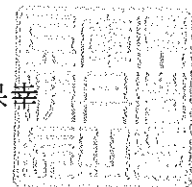
伊総総管第520号

平成29年11月6日

伊丹市監査委員 寺田 茂晴 様

伊丹市監査委員 杉 一 様

伊丹市長 藤原 保幸



監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第12項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象

自動販売機が設置されている行政財産の取扱いに関すること  
(公営企業における事務を除く)

2 措置を講じた部局

総務部 総務室 管財課

3 監査の種別

随時監査(地方自治法第199条第1項及び第5項による監査)

4 監査の期間

平成29年7月12日～平成29年10月5日

5 措置の内容

別紙のとおり



## 監査結果報告に対する措置について

総務部 総務室 管財課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 行政財産の目的外使用許可の手続について</b></p> <p><b>(1) 申請許可手続について</b></p> <p>行政財産目的外使用に関する申請書、許可書の様式が統一されていません。また、使用料納期の考え方、使用面積の算出基準、リサイクルボックスの取扱い、光熱水費弁償金等の取扱いなどが統一された事務となっていない。そのため、同じ申請者に対する許可であっても所管部署により条件が異なる状況が生じています。</p> <p>これらを解消するため、取扱基準の制定等必要な措置を講じてください。</p> <p><b>(2) 使用料の減免手続について</b></p> <p>目的外使用許可により設置している自動販売機において、使用料を減免しているものが2件存在しています。このうち1件については、減免申請が行われていませんでした。また、この2件は、減免される金額が算定されておらず、意思決定（決裁）時に減免となる減免規定の条文を明示するだけで、具体的な理由を省略して減免措置を行っていました。</p> <p>これらの処理手続の適正化を図るよう指導してください。</p>	<p>行政財産目的外使用許可の申請許可手続について、取扱い基準の制定等必要な措置を行います。</p> <p>使用料の減免手続について、処理の適正化を図るよう指導します。</p>